○関東地方整備局告示第三百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
三百五十七号	東京都江戸川区臨海町六丁目一〇〇番一から同都江東区新木場四丁目六番地先まで

供用開始の期日　平成二十三年七月二十日

○近畿地方整備局告示第二百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
田辺市稲成町字新江原三一五〇番から同市芳養町字サビ七番一まで	前 D	四七・〇〇〇～五・四二〇〇	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	C	七五・〇〇〇～一〇・七四七	
	B	四一・〇〇〇～一・四七六	
	A	二五・〇〇〇～八・二〇〇	
	後 D	九三・〇〇〇～四一・〇〇〇	
	C	七五・〇〇〇～一〇・七四七	
	B	四一・〇〇〇～一・四七六	
	A	二五・〇〇〇～八・二〇〇	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間
四十二号	田辺市稲成町字北皆代二八三五番一から同市稲成町字下組二九八番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日　平成二十三年七月二十日

○近畿地方整備局告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第二十八号大津湖南都市計画緑地事業三十一号吉川緑地

三　事業施行期間　自平成十四年三月十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十四年近畿地方整備局告示第二十八号及び平成二十年近畿地方整備局告示第六十三号の事業地のうち大字吉川字中瀬及び字イ原地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
徳島県海部郡美波町山河内字打越一六三番一地内	前	一一・五六～一六・七一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一一・七八～一六・七一	
		〇・〇一四～〇・〇一四（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市津島町高田甲二一六まで	前 B・C	八・六〇～五〇・六八	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	三・四五二～三・七一一（キロメートル）	
	B・C	一〇・一四～二五九・〇五	
		八・六〇～五〇・六八	
		三・四五二～三・七一一（メートル）	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　長崎都市計画道路事業三・四・四百三号吉無田三根線

三　事業施行期間　自平成二十三年七月二十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷字井手口並びに三根郷字千石渕、字大曽野、字松尾原及び字山似田地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　鹿児島県

二　都市計画事業の種類及び名称　志布志都市計画道路事業三・四・一号関屋線

三　事業施行期間　自平成二十三年七月二十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　鹿児島県志布志市志布志町大字志布志字小堀、字南大原及び字北大原地内

使用の部分　なし